

静岡県告示第720号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
県道	細江金谷線	牧之原市坂口字大沢1740番の 1 から 牧之原市坂口字大沢1744番の 2 地先まで	前	44.3～46.6	7.4
			後	44.3～50.4	7.4

=====

静岡県告示第721号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
県道	川根寸又峡線	榛原郡川根本町青部字榎ノ本 899番の6 地内	前	8.1～8.4	32.2
			後	12.4～34.3	32.2